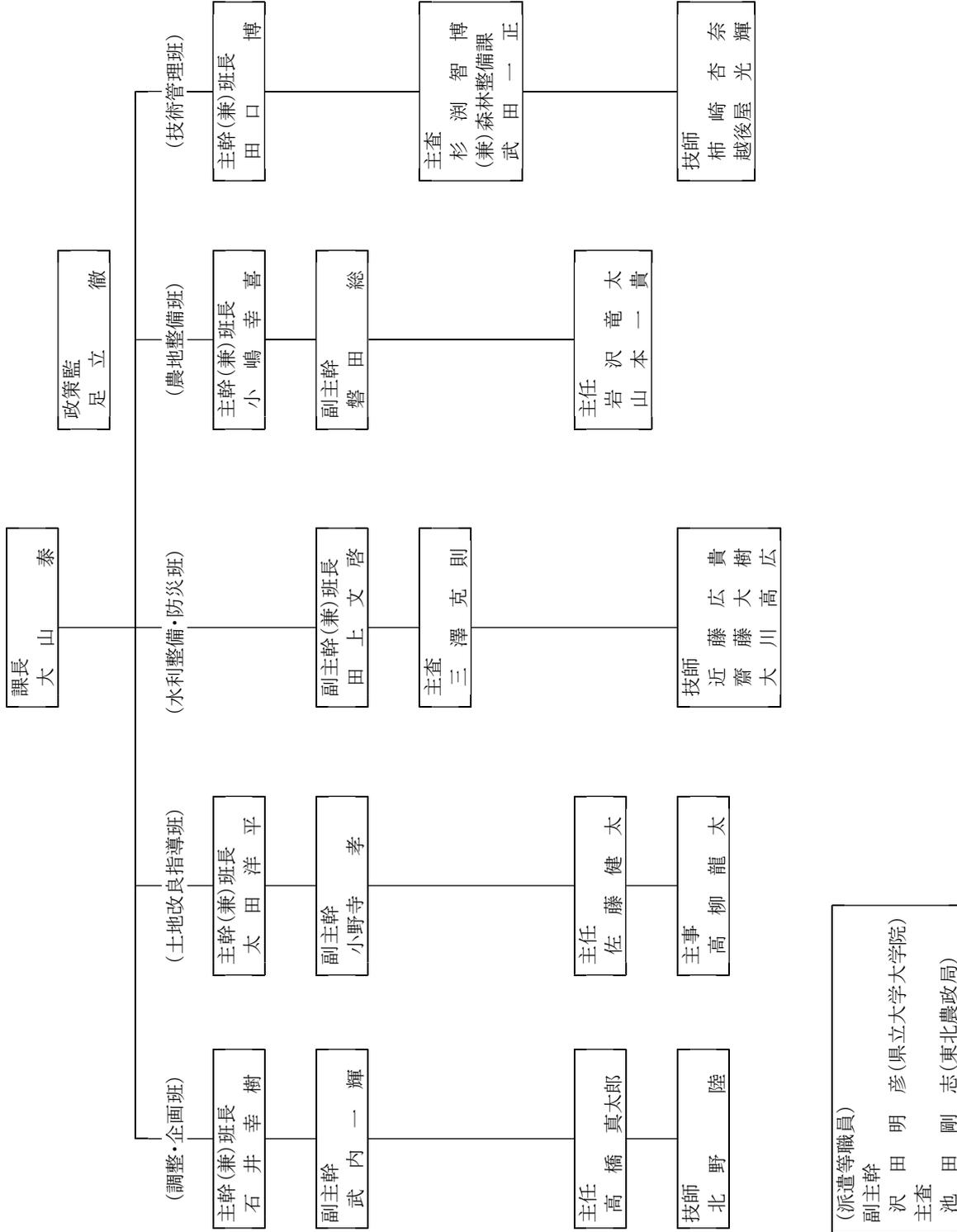


# 農地整備課



農地整備課

(令和4年4月1日現在)



各班の主な所掌事務

(調整・企画班)

- ・農業農村整備事業の予算管理
- ・農業農村整備事業の広報・広聴
- ・農業農村整備事業の事業評価
- ・ふるさと秋田元氣創造プランの進行管理

(土地改良指導班)

- ・土地改良団体の指導、監督
- ・土地改良法第132条検査
- ・県営・団体営の換地事務指導
- ・用地取得・補償の指導
- ・農用地等集団化
- ・国有及び県有土地改良財産の管理、処分

(水利整備・防災班)

- ・水利施設整備事業
- ・農村地域防災減災事業
- ・特定農業用管水路等特別対策事業
- ・水利施設管理事業
- ・農地・農業用施設の災害復旧事業
- ・戦略作物生産拡大基盤整備促進事業

(農地整備班)

- ・経営体育成基盤整備事業
- ・農地耕作条件改善事業
- (技術管理班)
  - ・農業農村・森林整備事業の積算システム
  - ・農業農村・森林整備事業の設計・積算基準
  - ・総合評価業務方針提案型(選定委員会)
  - ・会計検査(農林)

事業名	土地改良区体制強化事業		担当	土地改良指導班	
事業年度	平成20～	事業主体	秋田県土地改良事業団体連合会、土地改良区等		
事業目的	土地改良区統合整備の推進、土地改良施設の管理の円滑化、農地利用集積の推進及び役職員等の技術力向上等の土地改良区の体制強化対策を総合的に実施する。		財源	当初予算額	19,619 千円
			内	国庫	10,792 千円
			訳	一般	8,827 千円
実施内容	1 土地改良区施設・財務等管理強化支援事業		18,396千円（◎10,727千円、◎7,669千円）		
	秋田県土地改良事業団体連合会が土地改良区に対して行う施設・財務管理強化、換地業務指導、研修・人材育成等の指導・支援事業等について助成する。				
	(1) 令和4年度事業計画				
	①施設・財務管理強化対策事業				
	ア 管理運営体制強化委員会（1回開催）				
	イ 土地改良施設の診断・管理指導等（130地区）				
	ウ 財務管理強化相談業務（13地区）				
	エ 市町村単位での合併モデル構築（2地区）				
	②受益農地管理強化対策事業				
	ア 受益農地管理強化委員会（1回開催）				
	イ 換地選定手法指導（13地区）				
	③研修・人材育成事業				
	ア 換地技術向上研修（1回開催）				
	(2) 負担区分 国50%、県50%（一部は国100%）				
	2 土地改良区統合整備促進事業		130千円（◎65千円、◎65千円）		
	(1) 土地改良区統合整備促進事業補助金				
	土地改良区の合併計画樹立に要する経費や、合併による業務運営合理化等に要する経費に対して助成する。				
	①採択基準				
	ア 合併後の地区面積が一定規模以上であること（Ⅰ型地区3,000ha、Ⅱ型地区1,000ha、Ⅲ型300ha以上）				
	イ 市町村との連携強化、事業の計画的推進、維持管理の合理化、経費節減が図られる地区				
	ウ 土地改良区統合整備基本計画において整備方向が位置付けられている地区				
	②実施地区 R4年度は無し				
	(2) 普及啓発費				
	土地改良区統合整備促進の方策検討・普及推進に向けた秋田県土地改良区統合整備検討委員会（年2回）を開催する。				
	3 農業水利管理体制強化支援事業		1,093千円（◎1,093千円）		
	(1) 農業水利管理体制強化計画策定支援事業				
	市町村による農業水利管理体制強化計画の策定や区域拡大に要する経費を助成する。				
	①負担割合				
	ア 図化費 国50%、県25%、市町村25%				
	イ その他経費 県50%、市町村50%				
	②実施地区 R4年度は無し				
	(2) 土地改良区区域拡大支援事業				
	区域外の安定した農業用水の確保や災害時の体制強化を目的として新たに区域を拡大した土地改良区に対し、初期の事務的経費増嵩に相当する費用を助成する。				
	①負担割合 県50%、市町村50%				
	②実施地区 R4年度は8地区予定				

事業名	農用地等集団化事業			担 当	土地改良指導班			
事業年度	昭和47～	事業主体	市町村、土地改良区等		当初予算額	59,658 千円		
事業目的	土地改良事業の換地計画の樹立、換地処分の実施を円滑に行うため、換地に係る合意形成の促進や、地域の農用地利用計画確立を支援する。			財源内訳	国庫	43,465 千円		
					一般	16,193 千円		
実施内容	1 事業の内訳							
	必 須 業 務			選 択 業 務				
	地区内農地等状況調査			農用地集団化促進基本計画作成		非農用地換地関係調整		
	合意形成促進			従前地面積測定		交換分合基準含み換地調整		
	地区内アンケート調査			地区内ゾーン設定調整		換地計画素案作成		
	地域営農構想作成			経営体育成方針作成		経営体育成換地調整		
	換地設計基準作成			創設農用地・増歩換地調整				
	2 令和4年度実施計画（事業費内訳）							
	地区名	事業主体	事業量 (ha)	事業費 (千円)	内 訳			備 考
					国	県	地 元	
飯島北部	新城川土地改良区	178.4	15,499	7,749	3,099	4,651	五法指定	
戸地谷北部	大仙市	61.0	5,632	3,097	1,126	1,409	六法指定	
大瀬蔵野	仙北市	65.1	6,391	3,515	1,278	1,598	六法指定	
六郷西部第2	美郷町	198.0	15,697	8,633	3,139	3,925	六法指定	
みたけ	横手市	8.3	3,190	1,754	638	798	六法指定	
平根第2	由利本荘市土地改良区	160.4	11,616	6,388	2,323	2,905	六法指定	
麻生	二ツ井町土地改良区	20.0	5,280	2,904	1,056	1,320	六法指定	
沼田田中	八峰町	90.0	7,150	3,939	1,430	1,788	六法指定	
毛馬内北部	かづの土地改良区	72.1	9,988	5,493	1,997	2,498	六法指定	
事務費		-	-	-	107	-		
計	9地区	853.3	80,443	43,465	16,193	20,892		
3 採択基準								
受益面積がおおむね5ha以上であり、かつ、換地計画を定める土地改良事業の着手の見込みが確実であること								
4 負担区分 ※（ ）内は、6法指定地域等の場合								
(1) 必須業務のほか、「換地計画素案作成」を含む選択業務を実施した場合 国50 (55) %、県20%、地元30 (25) %								
(2) 必須業務のみの場合 国50 (55) %、地元50 (45) %								

事業名	換地清算交付金			担 当	土地改良指導班																																																																																																																																					
事業年度	昭和40～	事業主体	県	当初予算額	192,500 千円																																																																																																																																					
事業目的	換地を伴う県営土地改良事業の換地処分時に生ずる従前地と換地の価額の不均衡を、金銭によって清算する。			財源内訳	諸収入	192,500 千円																																																																																																																																				
実施内容	<p>1 清算金の流れ</p> <p>土地改良区に加入している地区の場合、清算金の徴収・支払は、県と土地改良区との間、また、土地改良区と権利者との間でそれぞれ行う。なお、土地改良区へ加入していない地区の場合、県が直接権利者との間で清算金の徴収・支払を行う。</p>																																																																																																																																									
	<p>2 令和4年度実施計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">地区名</th> <th rowspan="2">土地改良区</th> <th rowspan="2">面積 (ha)</th> <th colspan="2">徴収</th> <th colspan="2">支払</th> </tr> <tr> <th>金額(千円)</th> <th>人数</th> <th>金額(千円)</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">農地集積加速化 基盤整備事業</td> <td>強首</td> <td>大仙市西仙北土地改良区</td> <td>658.0</td> <td>45,700</td> <td>218</td> <td>45,700</td> <td>219</td> </tr> <tr> <td>藪台</td> <td>大仙市西仙北土地改良区</td> <td>245.9</td> <td>4,900</td> <td>109</td> <td>4,900</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>大神成</td> <td>秋田県田沢疏水土地改良区</td> <td>86.7</td> <td>5,600</td> <td>67</td> <td>5,600</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>生保内南</td> <td>仙北市</td> <td>152.7</td> <td>5,600</td> <td>50</td> <td>5,600</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>協和川口</td> <td>秋田県協和土地改良区</td> <td>30.7</td> <td>2,000</td> <td>20</td> <td>2,000</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>三ツ屋岱</td> <td>北秋田市土地改良区</td> <td>73.5</td> <td>32,015</td> <td>91</td> <td>32,015</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>カラムシ岱</td> <td>北秋田市土地改良区</td> <td>38.8</td> <td>3,401</td> <td>31</td> <td>3,401</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>上川沿</td> <td>大館市土地改良区</td> <td>261.9</td> <td>9,000</td> <td>128</td> <td>9,000</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>下田平</td> <td>二ツ井町土地改良区</td> <td>122.3</td> <td>4,000</td> <td>41</td> <td>4,000</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>荷上場</td> <td>二ツ井町土地改良区</td> <td>78.9</td> <td>54,000</td> <td>2</td> <td>54,000</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>小掛・鬼神</td> <td>二ツ井町土地改良区</td> <td>31.4</td> <td>2,000</td> <td>27</td> <td>2,500</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>芦崎</td> <td>三種町浜口土地改良区</td> <td>61.4</td> <td>10,000</td> <td>33</td> <td>10,000</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>大戸百崎</td> <td>秋田市上北手小山田土地改良区</td> <td>22.4</td> <td>2,756</td> <td>54</td> <td>2,756</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>にかほ市土地改良区</td> <td>116.7</td> <td>8,228</td> <td>50</td> <td>8,228</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>境町西部</td> <td>秋田県南旭川水系土地改良区</td> <td>44.5</td> <td>2,100</td> <td>28</td> <td>2,100</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>農地中間管理機構 関連ほ場整備事業</td> <td>八津鎌足</td> <td>仙北市</td> <td>16.2</td> <td>1,200</td> <td>12</td> <td>1,200</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16換地区</td> <td></td> <td>2,020.4</td> <td>192,500</td> <td>961</td> <td>192,500</td> <td>1,144</td> </tr> </tbody> </table>					事業名	地区名	土地改良区	面積 (ha)	徴収		支払		金額(千円)	人数	金額(千円)	人数	農地集積加速化 基盤整備事業	強首	大仙市西仙北土地改良区	658.0	45,700	218	45,700	219	藪台	大仙市西仙北土地改良区	245.9	4,900	109	4,900	110	大神成	秋田県田沢疏水土地改良区	86.7	5,600	67	5,600	67	生保内南	仙北市	152.7	5,600	50	5,600	53	協和川口	秋田県協和土地改良区	30.7	2,000	20	2,000	20	三ツ屋岱	北秋田市土地改良区	73.5	32,015	91	32,015	86	カラムシ岱	北秋田市土地改良区	38.8	3,401	31	3,401	19	上川沿	大館市土地改良区	261.9	9,000	128	9,000	175	下田平	二ツ井町土地改良区	122.3	4,000	41	4,000	49	荷上場	二ツ井町土地改良区	78.9	54,000	2	54,000	130	小掛・鬼神	二ツ井町土地改良区	31.4	2,000	27	2,500	43	芦崎	三種町浜口土地改良区	61.4	10,000	33	10,000	28	大戸百崎	秋田市上北手小山田土地改良区	22.4	2,756	54	2,756	54	畑	にかほ市土地改良区	116.7	8,228	50	8,228	51	境町西部	秋田県南旭川水系土地改良区	44.5	2,100	28	2,100	28	農地中間管理機構 関連ほ場整備事業	八津鎌足	仙北市	16.2	1,200	12	1,200	12	計	16換地区		2,020.4	192,500	961	192,500
事業名	地区名	土地改良区	面積 (ha)	徴収						支払																																																																																																																																
				金額(千円)	人数	金額(千円)	人数																																																																																																																																			
農地集積加速化 基盤整備事業	強首	大仙市西仙北土地改良区	658.0	45,700	218	45,700	219																																																																																																																																			
	藪台	大仙市西仙北土地改良区	245.9	4,900	109	4,900	110																																																																																																																																			
	大神成	秋田県田沢疏水土地改良区	86.7	5,600	67	5,600	67																																																																																																																																			
	生保内南	仙北市	152.7	5,600	50	5,600	53																																																																																																																																			
	協和川口	秋田県協和土地改良区	30.7	2,000	20	2,000	20																																																																																																																																			
	三ツ屋岱	北秋田市土地改良区	73.5	32,015	91	32,015	86																																																																																																																																			
	カラムシ岱	北秋田市土地改良区	38.8	3,401	31	3,401	19																																																																																																																																			
	上川沿	大館市土地改良区	261.9	9,000	128	9,000	175																																																																																																																																			
	下田平	二ツ井町土地改良区	122.3	4,000	41	4,000	49																																																																																																																																			
	荷上場	二ツ井町土地改良区	78.9	54,000	2	54,000	130																																																																																																																																			
	小掛・鬼神	二ツ井町土地改良区	31.4	2,000	27	2,500	43																																																																																																																																			
	芦崎	三種町浜口土地改良区	61.4	10,000	33	10,000	28																																																																																																																																			
	大戸百崎	秋田市上北手小山田土地改良区	22.4	2,756	54	2,756	54																																																																																																																																			
	畑	にかほ市土地改良区	116.7	8,228	50	8,228	51																																																																																																																																			
	境町西部	秋田県南旭川水系土地改良区	44.5	2,100	28	2,100	28																																																																																																																																			
農地中間管理機構 関連ほ場整備事業	八津鎌足	仙北市	16.2	1,200	12	1,200	12																																																																																																																																			
計	16換地区		2,020.4	192,500	961	192,500	1,144																																																																																																																																			

事業名	土地改良諸費のうち用地整理費			担 当	土地改良指導班	
事業年度	—	事業主体	県	当初予算額	244 千円	
事業目的	用地測量及び登記嘱託業務委託により過年度未登記の所有権移転登記を行う。			財源内訳	一般	244 千円
実施内容	<p>県営土地改良事業の用地取得に伴う過年度の所有権移転登記等に要する費用</p> <p>1 事業内容</p> <p>(1) 相続調査</p> <p>(2) 登記嘱託委託 (分筆、相続、所有権移転)</p> <p>2 過年度未登記筆数 (R 3. 12. 31現在)</p> <p>2筆 (未相続2筆)</p>					

事業名	土地改良諸費のうち土地改良指導管理費			担当	土地改良指導班	
事業年度	昭和24～	事業主体	県	当初予算額	689 千円	
事業目的	県内土地改良区の業務運営全般についての検査・指導及び土地改良施設管理についての関係機関との調整を行う。			財源	一般	689 千円
				内		
				訳		
実施内容	1 事業内容					
	(1) 県内70土地改良区、1土地改良区連合(R 4. 1月末現在)及び秋田県土地改良事業団体連合会(土地連)について、概ね3年を目途に定期的に土地改良法第132条の規定に基づく検査を実施する。					
	(2) 土地改良区等の指導等に係る国との調整・協議及び県内土地改良区等への業務運営に係る指導を行う。					
	(3) 県内土地改良区等に対し、国有土地改良財産の管理受託に関する指導及び調整を行う。					
	2 令和4年度検査対象					
	24土地改良区(鹿角1、北秋田2、山本4、秋田9、由利3、仙北4、雄勝1)					
	※うち1土地改良区は国検査					
	3 国有土地改良財産の管理受託者					
		地区名	事業名	管 理 委 託 先		
		雄物川筋	かん排	横手市 秋田県雄物川筋土地改良区、秋田県南旭川水系土地改良区		
	田沢疏水	かん排	大仙市、美郷町 秋田県田沢疏水土地改良区			
	第2田沢	農地開発	秋田県田沢疏水土地改良区			
	仙北平野	かん排	秋田県仙北平野土地改良区			
	能代	農地開発	秋田県能代地区土地改良区			
	八郎潟	干拓	秋田県 三種町、五城目町、井川町、大潟村 大潟土地改良区、新城川土地改良区			

事業名	土地改良施設リスク管理強化対策事業		担 当	土地改良指導班	
事業年度	平成22～	事業主体	市町村、土地改良区等	当初予算額	82 千円
事業目的	人体に有害なPCB（ポリ塩化ビフェニール）が含まれた『PCB廃棄物』について、令和9年3月31日までに処理することが法律で義務付けられていることから、土地改良施設に使用されているコンデンサ等の収集運搬経費及び含有塗膜分析調査の経費等を助成し、期限内の適切な処理促進を図る。		財源内訳	国庫	82 千円
実施内容	<p>土地改良区等が保管するPCB廃棄物を指定の処理施設へ収集運搬するために必要な経費、又はPCBの含有が疑われる塗膜について分析調査する経費等を助成する。</p> <p>1 補助率 国1/2以内</p> <p>2 実施計画  (1) 収集運搬分  ①事業主体 由利本荘市土地改良区  ②廃棄物種別 トランス（微量）1個  ③事業費 165千円（うち補助額82千円）  (2) 塗膜調査分（含有判明した塗膜処分含む）  R4年度は該当案件なし</p>				
参考	<p>1 処理機関  (1) 高濃度PCB廃棄物 JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）  （所在地：北海道室蘭市仲町14-7）  (2) 微量PCB廃棄物 無害化処理の大臣認定を受けた処理施設（全国33か所 令和4年2月時点）</p> <p>2 運搬業者  (1) 高濃度PCB廃棄物 JESCO指定運搬業者（日本通運㈱ 他11社）  (2) 微量PCB廃棄物 微量PCB廃棄物の積卸しを行う区域を管轄する都道府県知事の許可（政令で指定する市にあつては市長の許可）を受けた業者</p> <p>3 処理期限  (1) 高濃度廃棄物 ①変圧器、コンデンサ → R4.3.31 ※秋田県内土地改良施設処理完了  ②安定器、汚染物等 → R5.3.31  (2) 微量廃棄物 R9.3.31</p> <p>4 処理費用  本事業の補助対象外である（塗膜分の処理費は補助対象）が、高濃度PCB廃棄物については「中小企業者等軽減制度」があり、該当した場合は処理費用の70%の軽減措置が適用されることとなる。</p>				

事業名	担い手育成農地集積事業			担 当	土地改良指導班	
事業年度	平成5～	事業主体	県	当初予算額	10,328千円	
事業目的	経営体育成基盤整備事業の実施を契機として、一定の担い手集積要件等を満たした地区に対し、県が当該事業の農家負担金の償還利息を助成することで、農家負担の軽減と担い手への農地集積促進を図る。			財源内訳	一般	10,328千円
実施内容	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 平成16年度までの採択地区 年度事業費の5%以内相当額分の借入金にかかる償還利息を助成する。</p> <p>(2) 平成17年度以降の採択地区 年度事業費の6分の1以内の借入金にかかる償還利息を助成する。 (残り6分の5は国からの無利子融資)</p> <p>2 交付先 土地改良区等</p> <p>3 採択期間 平成5～22年度までに採択された地区</p> <p>4 実施計画 140地区 ※うちR4年度経営体育成基盤整備事業実施中は2地区(強首・強首2期) ※事業採択地区総数193地区</p> <p>5 採択基準 下記(1)又は(2)を満たし、かつ(3)の要件を備えること。 (1) 同一の担い手等が経営する2ha以上の連担したほ場面積が、地区の35%以上になること(区画整理型)。 (2) 同一の担い手等が2ha以上の連担農地の団地を形成すること(高度利用型)。 (3) 国が定める経営体育成促進事業実施要綱に掲げる全ての要件を備えること。</p>					

事業名	水利施設整備事業		担当	水利整備・防災班
事業年度	昭和31～	事業主体	県、市町村、土地改良区	
当初予算額			2,685,958千円	
事業目的	農業用水を安定的に確保するための農業用排水施設の新設・更新・改良、農業水利施設の管理省力化や多面的機能を発揮させるための施設整備及び農業用水を活用した小水力発電の施設整備を行う。	財源内訳	分担金	96,025千円
			国庫	1,445,454千円
			諸収入	377,304千円
			県債	683,300千円
			一般	83,875千円
実施内容	1 管理省力化施設整備事業	10,000千円 (◎10,000千円)		
	(平成25～)	※計上額は国庫補助額のみ (事業費18,200千円、地元負担8,200千円)		
	農業用排水施設における給水栓、ゲート、分水の自動化等による管理省力化のための整備や水管理施設、維持管理施設・安全施設等の施設に付帯する施設整備を実施する。			
	(1) 採択基準 事業費200万円以上 (2) 事業主体 市町村、土地改良区 (3) 負担区分 国50(55)％、地元50(45)％ ※()内は、中山間地域の場合 (4) 実施計画 1地区：大瀧水利3期(大瀧村)			
実施内容	2 地域用水機能増進事業	935千円 (◎935千円)		
	(平成10～)	※計上額は国庫補助額のみ (事業費1,700千円、地元負担765千円)		
	地域用水の管理者と享受者が地域用水機能の維持・増進を図るため、諸活動や組織化への取組を支援し、地域社会における農業水利資産の維持・保全をめぐる新たな支援体制を確立する。			
	(1) 採択基準 ①本事業を申請する土地改良区に地域用水対策協議会が設置されていること。 ②利水に関する権利関係が調整され、かつ、長期的な水利用の秩序が図られる見通しがあること。 ③土地改良区及び市町村等の協力により地域用水機能を保全していくという機運が存在し、その機能が将来的に維持・増進されることが確実であると認められること。 (2) 事業主体 市町村、土地改良区 (3) 負担区分 国55％、地元45％ (4) 実施計画 1地区：田沢二期(仙北市、美郷町、大仙市)			
実施内容	3 小水力発電施設整備事業	224,700千円 (◎105,000千円、◎52,500千円、◎60,400千円、◎6,800千円)		
	(平成26～)	※計上額は事務費を含む(14,700千円)		
	小水力発電施設の整備を行い、土地改良施設等の維持管理費の節減を図るとともに、その効果を広く周知することで、県内における小水力発電の普及を促進する。			
	(1) 採択基準 土地改良施設等の維持管理費の節減が見込まれること。 (2) 事業主体 県 (3) 負担区分 国50％、県25％、地元25％ (4) 実施計画 3地区：上巾(由利本荘市)、仙平美郷本堂・仙平太田芥内(大仙市、仙北市、美郷町)			
実施内容	4 県営かんがい排水事業	496,217千円 (◎96,025千円、◎248,794千円、◎136,200千円、◎15,198千円)		
	(平成30～)	※計上額は事務費を含む(27,000千円)		
	基幹的な農業用排水施設の新設、改良等により農業用水の安定供給と適切な排水を行う。			
	(1) 採択基準 ①一般型 受益面積200ha以上、かつ、末端支配面積100ha以上。 ②特別型 受益面積20ha以上、かつ、担い手への農地集積率が一定以上増加すること。 (2) 事業主体 県 (3) 負担区分 ①一般型 国50％、県25.0％、地元25.0％(蛭野・角間川堰地区、横手西部地区、四の堰地区) ②特別型 国55％、県27.5％、地元17.5％(大戸川地区) (4) 実施計画 4地区：蛭野・角間川堰(横手市・大仙市)、大戸川(大仙市、横手市)、横手西部(横手市)、四の堰(横手市)			

5 基幹水利施設ストックマネジメント事業

(平成19年～)

1,833,768千円 (Ⓔ970,215千円、Ⓔ324,804千円、Ⓔ477,900千円、Ⓔ60,849千円)

※計上額は事務費を含む(46,468千円)

国営・県営土地改良造成施設において、機能保全計画に基づき、受益面積が20ha以上の地区を対象に保全対策工事を実施する。

(1) 採択基準

① 県営法律補助の場合

国営、県営土地改良事業による基幹的施設で総事業費2,000万円以上、かつ末端支配面積が100ha以上。

② 県営予算補助の場合

国営、県営土地改良事業による基幹的施設で総事業費2,000万円以上、かつ末端支配面積が20ha以上。

③ 共通事項

既存施設を有効活用し、かつ施設の機能向上を主な目的としないこと。

(2) 事業主体 県

(3) 負担区分

① 令和2年度以前の採択地区 国50(55)％、県25％、地元25(20)％

② 令和3年度以降の採択地区 国50(55)％、県29％、地元21(16)％

※( )内は、水利施設等保全高度化事業(農地集積促進型)、農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用した場合の中山間地域の補助率

(4) 実施計画

単位:千円

	地区名	市町村	工期	総事業費	R3	R3まで ※	R4		R5以降	R4実施内容
					補正 ①		当初	計 ②		
	[基幹水利施設ストックマネジメント事業]									
交	仙北平野2期	大仙市、美郷町、仙北市	1 6	376,000		192,000	50,000	50,000	134,000	用水路工 1式
交	田沢疏水	仙北市、美郷町、大仙市	1 5	198,000		108,000	50,000	50,000	40,000	用水路工 1式
補	松倉堰1期	大仙市	1 6	896,000	100,000	310,001	50,000	50,000	535,999	用水路工 1式
交	大森1期	横手市	1 4	267,000		143,000	100,000	100,000	24,000	用水路工 1式
交	深堀	湯沢市、羽後町	1 4	510,000		420,991	89,000	89,000	9	排水路工 1式
非	鶴川	三種町	2 4	60,000		45,000	15,000	15,000		水管橋 1式
非	浅内南部	三種町	2 4	125,000		81,000	42,000	42,000	2,000	水路工 1式
非	大久保	潟上市	2 4	111,000		85,092	8,000	8,000	17,908	揚水機場 1式
非	戸村	五城目町	2 4	233,000		188,000	13,000	13,000	32,000	揚水機場 1式
非	西目	由利本荘市	2 4	239,000		140,000	80,000	80,000	19,000	揚水機場 1式
非	蛭川	大仙市	2 4	88,400		43,000	45,400	45,400		排水路工 1式
補	松倉堰2期	大仙市	2 6	617,000	20,000	80,000	80,000	80,000	457,000	排水路工 1式
非	大森2期	横手市	2 5	209,000		96,000	60,000	60,000	53,000	用水路工 1式
非	天王	潟上市	2 5	135,200		46,618	56,000	56,000	32,582	用水路工 1式
非	峰浜4	八峰町	3 5	210,000		10,000	100,000	100,000	100,000	ダム管理施設 1式
非	強首2期	大仙市	3 4	168,900		68,000	100,900	100,900		揚水機場 1式
非	開三ヶ村	横手市	3 4	174,000		8,000	148,000	148,000	18,000	揚水機場 1式
非	明永堰	横手市	3 4	413,000		23,000	112,000	112,000	278,000	排水路工 1式
非	雄物川筋	横手市	3 5	76,000		12,000	42,000	42,000	22,000	用水路工 1式
非	中屋敷	湯沢市	3 4	160,000		18,000	142,000	142,000		用水路工 1式
非	貝沢	湯沢市、羽後町	3 5	101,000		46,800	20,000	20,000	34,200	用水路工 1式
非	黒坂堰	湯沢市、横手市	3 5	152,000		30,000	48,000	48,000	74,000	用水路工 1式
非	浅内南部2期	三種町	4 6	146,000			6,000	6,000	140,000	実施設計 1式
非	中屋敷2	湯沢市	4 6	268,000			20,000	20,000	248,000	実施設計 1式
補	八郎潟1	大潟村、秋	4 7	300,000			130,000	130,000	170,000	防潮水門(遠隔操作設備) 1式
補	八郎潟2	大潟村、秋	4 9	710,000			180,000	180,000	530,000	排水機場 1式
	計	26地区		6,943,500	120,000	2,194,502	1,787,300	1,787,300	2,961,698	

6 団体営農業水路等長寿命化事業 120,338千円 (◎110,510千円、◎8,800千円、○1,028千円)  
 (令和3年～) ※計上額は国庫及び県補助額のみ (事業費142,200千円、地元負担21,682千円)  
 農業水利施設の老朽化に対応するために実施する長寿命化対策、水管理や維持管理の労力軽減の取組や、災害  
 リスクに対応するための防災減災対策に係る取組に対して支援。

(1) 事業内容

①機能保全計画策定事業

ア 水利施設整備事業と併せて行う農業用排水路等に関する機能保全計画の策定 (機能保全計画策定に  
 必要な機能診断を含む)

②水利施設整備事業

ア 農業用排水施設及び附帯する施設の新設、廃止又は変更  
 イ アと一体的に行う給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備  
 並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備

(2) 採択基準

①機能保全計画策定事業

ア 国営造成施設と一体となる農業水利施設、又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設  
 イ 策定した機能保全計画に基づき、水利施設整備事業を行うこと

②水利施設整備事業

ア 国営造成施設と一体となる農業水利施設、又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設  
 イ 機能保全計画に基づいた施設整備であること

(3) 事業主体 市町村、土地改良区

(4) 負担区分 ※ () 内は中山間地域の場合

①機能保全計画策定事業 国100%

②水利施設整備事業

ア 実施主体が市町村の場合 国50(55)％、県14％、市町村21％、地元15(10)％  
 イ 実施主体が土地改良区の場合 国50(55)％、県14％、市町村13％、地元23(18)％

(5) 実施計画

01 機能保全計画策定事業

単位:千円

地区名	市町村	工期	総事業費	R4		R4実施内容
				当初	R5以降	
[機能保全計画策定事業]						
大久保白洲野	潟上市	4	4	5,000	5,000	機能保全計画1式
大川堤ノ内	五城目町	4	4	4,000	4,000	機能保全計画1式
大堤	秋田市	4	4	3,000	3,000	機能保全計画1式
下大野	由利本荘市	4	4	5,000	5,000	機能保全計画1式
梵天谷地	由利本荘市	4	4	5,000	5,000	機能保全計画1式
大在神堰	にかほ市	4	4	5,000	5,000	機能保全計画1式
館合	横手市	4	4	5,000	5,000	機能保全計画1式
長助堰	横手市	4	4	5,000	5,000	機能保全計画1式
弁天	横手市	4	4	5,000	5,000	機能保全計画1式
中泊	羽後町・湯沢市	4	4	5,000	5,000	機能保全計画1式
西馬音内	羽後町	4	4	5,000	5,000	機能保全計画1式
新成	羽後町	4	4	5,000	5,000	機能保全計画1式
大久保	羽後町	4	4	5,000	5,000	機能保全計画1式
明治	羽後町	4	4	5,000	5,000	機能保全計画1式
高尾田	羽後町	4	4	5,000	5,000	機能保全計画1式
計	15地区			72,000	72,000	

02 水利施設整備事業

単位:千円

地区名	市町村	工期	総事業費	R4		R4実施内容	
				当初	R5以降		
[水利施設整備事業]							
下内川第一	大館市	4	5	17,000	2,000	15,000	実施設計1式
高野々	八峰町	4	6	37,000	5,000	32,000	実施設計1式
浅内沼	能代市・三種町	4	5	17,000	5,000	12,000	実施設計1式
鱒淵	能代市	4	5	18,000	3,000	15,000	実施設計1式
狐森	秋田市	4	5	17,000	2,000	15,000	実施設計1式
白洲野	潟上市	4	4	37,400	37,400		水門工1式
仙北平野3期	大仙市	4	4	3,300	3,300		頭首工1式
新町	大仙市	4	4	2,500	2,500		吐出工1式
大野2	大仙市	4	4	6,500	6,500		安全施設1式
松倉堰	仙北市	4	4	3,500	3,500		頭首工1式
計	10地区			159,200	70,200	89,000	

事業名	戦略作物生産拡大基盤整備促進事業		担 当	水利整備・防災班
事業年度	平成26～	事業主体	県、市町村、土地改良区	
			当初予算額	95,000 千円
事業目的	暗渠排水やモミガラ補助暗渠等による排水強化対策のほか、農業水利施設等の整備・更新や、戦略作物の生産拡大に不可欠な生産基盤を整備することで、戦略作物の品質・収量の大幅な向上を図り、高収益農業の実現を促進する。	財源内訳	国庫	52,270 千円
			諸収入	13,335 千円
			県債	26,300 千円
			一般	3,095 千円
実施内容	<p>暗渠排水、区画拡大（畦畔除去等）及び土層改良等の簡易な農地整備、並びに農業用排水施設及び農作業道等の更新を実施する。</p> <p>1 実施計画 県営事業3地区（湯沢市ほか）</p> <p>2 負担区分 ※（）内は中山間地域の場合  (1) 実施主体が県の場合 国50(55)％、県27.5％、地元22.5(17.5)％  (2) 実施主体が土地改良区等の場合 国50(55)％、県10％、地元40(35)％</p> <p>3 採択基準 ※（）内は、中山間地域の場合  (1) 県事業要件  ①総事業費1億円未満  ②戦略作物作付計画を作成するほか、戦略作物及び園芸作物の作付け割合が一定以上増加すること。  ③県営事業にあたっては、受益面積20(10)ha以上。団体営事業にあたっては、受益面積5(2)ha以上。  (2) 国事業要件（農業基盤整備促進事業）  ①農業基盤整備計画を策定していること。  ②事業費2,000千円以上、かつ受益者数2者以上であること。  ③1地区当たりの受益面積が5ha以上であること。  (3) 国事業要件（農地耕作条件改善事業）  ①農地中間管理機構との連携概要を策定していること。  ②農地集積促進計画及び耕作条件改善計画を策定していること。  ③事業費2,000千円以上、かつ受益者数2者以上。</p>			

事業名	水利施設管理事業		担当	水利整備・防災班										
事業年度	昭和52～	事業主体	県、市町村	当初予算額										
事業目的	国営土地改良事業で造成された施設について、安定した農業用水の確保に向けた施設の維持管理や長寿命化、適切な用排水管理を行うための管理体制整備を行う。		財源	分担金										
			国内	国庫										
			内	諸収入										
			訳	一般										
実施内容	<p>1 八郎潟干拓基幹施設維持管理事業 451,500千円 (◎128,715千円、◎172,000千円、◎688千円、◎150,097千円) (昭和52～) ※事務費含む (21,500千円)</p> <p>国営八郎潟干拓事業で造成された農用地に農業用水を供給し、中央干拓地からの排水を行うことにより、農業経営と大潟村の民政安定を図るため、基幹的な造成施設の維持管理を行う。</p> <p>(1) 対象施設 国から県に管理委託された次の施設について、維持管理及び整備補修を実施。</p> <table border="1"> <tr> <td>防潮水門 L=390m</td> <td>洪水吐ゲート12門、 放流ゲート2門、閘門2門 ほか</td> <td>方口排水機場</td> <td>φ1,500mm × 710kW × 1台 φ1,000mm × 270kW × 2台</td> </tr> <tr> <td>南部排水機場</td> <td>φ2,200mm × 380kW × 1台 φ2,200mm × 1,450kW × 2台 φ1,800mm × 970kW × 2台</td> <td>浜口機場</td> <td>φ1,200mm × 120kW × 2台</td> </tr> <tr> <td>北部排水機場</td> <td>φ2,200mm × 1,460kW × 2台 φ1,800mm × 980kW × 2台</td> <td>幹線排水路</td> <td>L=22,570m</td> </tr> </table> <p>(2) 実施計画 防潮水門、南部排水機場、北部排水機場、方口排水機場、浜口機場、幹線排水路の維持管理。 ※実施を予定していた南部排水機場3号ポンプ整備及び防潮水門操作設備更新は水利施設整備事業へ移行。</p> <p>(3) 実施主体 県</p> <p>(4) 負担区分 国40%、県30%、地元30% ※事業費2,465千円の国30%・県1%負担分、事務費を含む (60千円)</p> <p>2 基幹水利施設管理事業 (平成8～) 805千円 (◎721千円、◎84千円)</p> <p>国営土地改良事業で造成された基幹水利施設のうち、公共性・公益性の高い施設の管理を市町村が行い、施設機能を適切に保全する。</p> <p>(1) 実施計画 旭川地区 (新一の堰頭首工)</p> <p>(2) 実施主体 横手市</p> <p>(3) 負担区分 国30%、県1%、地元69%</p> <p>(4) 採択基準</p> <p>①基幹水利施設 (ダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門) であって次の条件を全て満たす施設 (これと一体的に管理する必要のある施設)</p> <p>ア 国から管理委託されたもの</p> <p>イ 受益面積が1,000ha以上のもの</p> <p>ウ 非農地率がおおむね10%以上のもの</p> <p>エ それぞれの施設において一定規模等の要件に該当するもの</p> <p>②頭首工においては次の要件のすべてに該当するもの</p> <p>ア 設計洪水量が300m<sup>3</sup>/s以上</p> <p>イ ゲートを1門以上を有するもの</p> <p>ウ 最大取水量が1.0m<sup>3</sup>/s以上のもの</p> <p>※事務費を含む (8,968千円)</p> <p>3 国営造成施設管理体制整備促進事業 (平成12～) 148,954千円 (◎92,424千円、◎56,530千円)</p> <p>地域住民等を含めた管理参画の組織化や、役割分担明確化に向けた施設管理協定の締結等により、非農家の管理参画の枠組を構築し、農業生産の安定化や農業水利施設の多面的機能発揮及び環境配慮に対応した管理体制整備を推進する。</p> <p>(1) 事業対象 国営造成施設又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区</p> <p>(2) 事業内容 次に掲げる全ての事業を実施</p> <p>①計画策定事業 管理体制整備計画策定 (計画更新活動)</p> <p>②推進活動事業 管理体制整備の推進活動</p> <p>③強化支援事業 管理体制の整備・強化に対する支援</p> <p>(3) 事業主体 県</p> <p>(4) 負担区分</p> <p>①計画策定事業 国50%、県50%</p> <p>②推進活動事業 国50%、県50%</p> <p>③強化支援事業 国50%、県25%、市町村25%</p>		防潮水門 L=390m	洪水吐ゲート12門、 放流ゲート2門、閘門2門 ほか	方口排水機場	φ1,500mm × 710kW × 1台 φ1,000mm × 270kW × 2台	南部排水機場	φ2,200mm × 380kW × 1台 φ2,200mm × 1,450kW × 2台 φ1,800mm × 970kW × 2台	浜口機場	φ1,200mm × 120kW × 2台	北部排水機場	φ2,200mm × 1,460kW × 2台 φ1,800mm × 980kW × 2台	幹線排水路	L=22,570m
防潮水門 L=390m	洪水吐ゲート12門、 放流ゲート2門、閘門2門 ほか	方口排水機場	φ1,500mm × 710kW × 1台 φ1,000mm × 270kW × 2台											
南部排水機場	φ2,200mm × 380kW × 1台 φ2,200mm × 1,450kW × 2台 φ1,800mm × 970kW × 2台	浜口機場	φ1,200mm × 120kW × 2台											
北部排水機場	φ2,200mm × 1,460kW × 2台 φ1,800mm × 980kW × 2台	幹線排水路	L=22,570m											

- (5) 強化支援事業の対象額 施設管理に関わる直接的経費のうち、多面的機能の発揮に相当する費用  
(防災減災機能を有する施設は0.75/1.75=42.8%、それ以外の施設は0.6/1.6=37.5%を乗じた額)

(6) 令和4年度実施計画

単位：千円

地区名	土地改良区	市町村	計画策定	推進事業	支援事業	小計	地方事務費	合計
能代	秋田県能代地区	能代市,三種町,八峰町	0	1,000	11,204	12,204	560	12,764
大潟	大潟	大潟村	0	1,000	30,000	31,000	1,500	32,500
三種町鵜川	三種	三種町	0	200	5,766	5,966	288	6,254
琴丘地先干拓	琴丘	三種町	0	200	4,434	4,634	221	4,855
仙北平野	秋田県仙北平野	大仙市,仙北市,美郷町	0	1,000	52,574	53,574	2,628	56,202
田沢疏水	秋田県田沢疏水	大仙市,仙北市,美郷町	0	300	13,824	14,124	691	14,815
雄物川筋	秋田県雄物川筋	横手市,湯沢市,大仙市	0	500	30,000	30,500	1,500	32,000
旭川水系	秋田県南旭川水系	横手市,大仙市,美郷町	0	500	6,144	6,644	307	6,951
井川	井川町	井川町,五城目町,潟上市	0	100	3,532	3,632	176	3,808
天王	潟上市天王	潟上市	0	100	6,848	6,948	342	7,290
新城川	新城川	潟上市	0	100	4,042	4,142	202	4,344
飯田川	飯田川	潟上市	0	100	3,100	3,200	155	3,355
昭和	昭和	潟上市	0	100	2,186	2,286	109	2,395
八西	八郎潟西部干拓地区	男鹿市	0	100	3,144	3,244	157	3,401
八郎潟	八郎潟	八郎潟町	0	100	2,650	2,750	132	2,882
計	15地区		0	5,400	179,448	184,848	8,968	193,816
県予算			0	5,400	134,586	139,986	8,968	148,954
国費			0	2,700	89,724	92,424		92,424
県費			0	2,700	44,862	47,562	8,968	56,530

事業名	基幹水利施設技術管理強化特別指導事業		担当	水利整備・防災班	
事業年度	昭和61～	事業主体	土地改良事業団体連合会	当初予算額	10,000 千円
事業目的	土地改良施設を長寿命化し、既存施設を有効活用するため、施設の劣化や機能低下を把握する必要があることから、日常管理や機能診断、機能保全計画策定等に関する管理技術について、現地での濃密な指導・援助等を行うことにより、施設管理者の技術向上やリスク管理技術等の修得を図る。		財源	国庫 5,000 千円	
			内訳	一般 5,000 千円	
実施内容	<p>1 実施計画 8施設</p> <p>(1) 揚水機 八郎潟西部揚水機(男鹿市)、綴子揚水機(北秋田市)、鯉川揚水機(三種町)、浜井川揚水機(井川町)、飯塚揚水機(潟上市)、大川西根揚水機(大仙市)</p> <p>(2) 頭首工 抱返頭首工(仙北市)、小山寺頭首工(仙北市)</p> <p>2 負担区分 国50%、県50%</p> <p>3 採択基準 国又は県営土地改良事業等で造成され、土地改良区が管理している基幹的水利施設で、公共性、受益面積、施設規模及び施設の操作難易度等に応じて算出された評点が5点以上の施設。</p> <p>4 対象施設 264施設(ダム73、頭首工45、排水機場16、揚水機130)</p>				

事業名	防災ダム維持管理費			担当	水利整備・防災班	
事業年度	昭和51～	事業主体	市町村	当初予算額	16,212千円	
事業目的	市町村に管理委託している農地防災ダムについて、公共的効果（被害減額）に係る割合の維持管理費を負担する。			財源	一般	16,212千円
				内		
				訳		
実施内容	1 令和4年度計画					
	(1) 芋川地区（鬼ヶ台ダム、小羽広ダム）			7,828千円（○7,828千円）		
	①委託先 由利本荘市					
	②委託年月日 昭和47年7月1日（鬼ヶ台ダム）、昭和51年4月7日（小羽広ダム）					
	③委託内容 ダムの見回り、各操作機器の操作・保守点検及び災害防止に関する業務					
	④負担区分 県38.4%、市61.6%					
	(2) 南外地区（南外ダム）			8,382千円（○8,382千円）		
	①委託先 大仙市					
	②委託年月日 昭和53年4月1日					
	③委託内容 ダムの見回り、各操作機器の操作・保守点検及び災害防止に関する業務等					
④負担区分 南外地区 県41.9%、市58.1%						
(3) 水沢ダム			2千円（○2千円）			
光ケーブル共架使用料						

事業名	土地改良施設維持管理適正化事業			担当	水利整備・防災班		
事業年度	昭和52～	事業主体	土地改良区、市町村	当初予算額	57,000千円		
事業目的	農村環境の変化、施設の高度化等社会経済情勢の変化等に対応し、管理者の管理意識の高揚を図って施設の機能保持等に資するため、土地改良施設の定期的な整備補修を行う。			財源	一般	57,000千円	
				内			
				訳			
実施内容	1 負担区分 国30%、県30%、地元40%						
	※事業主体は拠出金として30%を負担し、事業実施時に10%を負担。						
	※事業実施主体、国、県がそれぞれ3/10の額を5年間均等で全国土地改良事業団体連合会に拠出して資金造成し、事業実施年度に事業費の9/10の額の交付を受ける。						
	2 実施（加入）状況 単位：件・千円						
	昭和52～令和3年度		令和4年度計画				
	加入地区数	総事業費	加入地区数	総事業費			
	1,114	9,056,110	15	150,000			
	3 実施計画 単位：千円						
	期別区分	総事業費 ①	団体数	地区数	事業費 ②=①/5年	資金造成額 ③=②×90%	県拠出金 ④=②×30%
		(H30～R4)					
42期	210,000	18	24	42,000	37,800	12,600	
	(R1～R5)						
43期	210,000	17	34	42,000	37,800	12,600	
	(R2～R6)						
44期	205,000	18	28	41,000	36,900	12,300	
	(R3～R7)						
45期	175,000	16	27	35,000	31,500	10,500	
	(R4～R8)						
46期	150,000	10	15	30,000	27,000	9,000	
計	950,000	79	128	190,000	171,000	57,000	
4 採択基準							
(1) おおむね5年単位で土地改良施設の整備補修が行われるもの							
(2) 団体営規模以上の事業により造成された施設の整備補修であること							
(3) 1地区当たりの事業費が200万円以上であること							
※台風、落雷等の自然災害や予測できない事故等により緊急に整備補修が必要となった場合、単年度の拠出によって事業（緊急整備補修）の実施が可能（H15以降該当なし）。							

事業名	農村地域防災減災事業			担当	水利整備・防災班		
事業年度	昭和25～	事業主体	県、市町村、土地改良区		当初予算額	2,792,431千円	
事業目的	老朽ため池や農業用排水施設の補強工事、地すべり防止区域における調査や対策工事を行い、農地の災害を未然に防止するほか、総合的な防災・減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進する				財源内訳	分担金	165,260千円
						国庫	1,488,698千円
						諸収入	17,370千円
						県債	1,009,400千円
						一般	111,703千円

実施内容 1 ため池等整備事業（昭和31～） ※事務費を含む（124,354千円）  
2,675,052千円（㊦165,260千円、㊧1,416,698千円、㊨17,370千円、㊩967,800千円、㊪107,924千円）  
老朽ため池及び用排水施設（頭首工、用排水路）の補強工事や土砂崩落防止のための用水路補強工事のほか、既存のため池の耐震性調査や劣化状況評価、ため池水位計設置等の総合的な防災・減災対策を行う。

(1) 事業内容

- ①ため池 築造後の自然的・社会的状況等の変化への対応や人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害が発生するおそれのあるため池（災害発生防止等が必要なため池）を整備する。
- ②用排水施設 築造後の自然的・社会的状況等の変化により早急に整備を要する頭首工、樋門、揚排水機場若しくは水路等を整備する。
- ③湛水防除 立地条件の変化による湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、過去に応急の湛水防除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水施設を整備する。
- ④河川工作物 構造が不相当又は不十分のため、前後一連の区間に比較して治水機能が劣っている河川工作物 応急対策 について、対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、工事实施を必要とするものを整備する。
- ⑤耐震性調査 農業用ため池のハザードマップの作成や耐震性調査及び劣化状況評価、ため池水位計の設置等を実施する。

(2) 採択基準 ※（ ）は6法指定地域等

区分	県 営										団体営		
	ため池			用排水施設		湛水防除		河川工作物応急対策		耐震性調査		利活用環境整備	
	大規模	中規模	小規模	大規模	小規模	大規模	小規模	大規模	小規模	1)ハザードマップ作成 防災受益面積7ha以上又は農外 想定被害が4,000万円以上、かつ受 益面積2ha以上		ため池	用排水施設
受益面積	(70) 100ha以上	(20) 40ha以上	(5) 10ha以上	(200) 400ha以上	(50) 100ha以上	400ha以上	30ha以上	河川応対事業基準に合致するもの		2)耐震性調査 防災受益面積7ha以上、かつ受 益面積2ha以上、農外想定被害が3億 円以上		2ha以上	20ha以上
総事業費	80百万円 以上	8百万円以上		80百万円 以上	8百万円 以上	5億円 以上	50百万円 以上	1億円 以上	50百万円 以上			-	

(3) 負担区分 ※（ ）は6法指定地域等に適用。

単位：%

区分	ため池			用排水施設		湛水防除		河川工作物応急対策		耐震性 調査	利活用環境整備		
	大規模	中規模	小規模	大規模	小規模	大規模	小規模	大規模	小規模		用排水施設		
											ため池	市町村	土地改良 区等
国費	55	50(55)	50(55)	55	50(55)	55	50(55)	55	50(55)	100	50(55)	50(55)	50(55)
県費	35	40	35	28	33	-	40	37	42	-	15	1	15
地元	10	10(5)	15(10)	17	17(12)	-	10(5)	8	8(3)	-	35(30)	49(44)	35(30)

(4) 実施計画

単位：千円

区分	事業名	地区数	全体	R3年度まで	R4年度計画	R5年度以降
県 営	ため池	28	10,201,800	6,843,220	731,000	2,627,580
	用排水施設	5	5,051,000	2,432,300	296,000	2,322,700
	湛水防除	8	8,199,000	4,343,600	949,000	2,906,400
	河川応急対策	12	3,720,000	1,813,800	534,000	1,372,200
	耐震性調査	4	116,803	76,105	40,698	0
団体営						
	計	57	27,288,603	15,509,025	2,550,698	9,228,880

## (5) 令和4年度地区別事業費

## (1) ため池等整備事業

単位:千円

地区名	市町村	関係団体	工期	総事業費	R3	R3まで ※	R4	R5以降	R4実施内容	
					補正 ①		当初			
県 営										
[ ため池 ]										
平沢大堤	秋田市	雄和中央	27	4	550,000		526,300	6,000	17,700	堤体付帯工1式
大内	由利本荘市	由利本荘市	27	4	974,000	6,000	863,000	14,000	97,000	堤体付帯工1式
仙道沢	羽後町	羽後町	27	4	372,000		358,800	12,000	1,200	法面保護工1式
真山2号	男鹿市	—	29	4	524,000		411,000	5,000	108,000	堤体付帯工1式
柄沢	大館市	大館市	30	6	713,000	110,000	183,300	38,000	491,700	洪水吐工1式
中池	大館市	大館市	30	7	580,000	30,000	388,100	10,000	181,900	堤体工1式
お堂堤	三種町	山本郡三種町下谷川	30	4	186,000		172,000	14,000		堤体付帯工1式
長信田	三種町	琴丘	30	5	338,000	30,000	262,340	46,000	29,660	堤体工1式
枯木第一	由利本荘市	由利本荘市	30	4	374,000	50,000	335,000	37,000	2,000	法面保護工1式
森間	仙北市	仙北市神代	30	5	196,000		173,400	5,000	17,600	調査設計1式
岡本	仙北市	仙北市神代	30	4	150,100		131,900	18,000	200	堤体付帯工1式
風谷	羽後町	羽後町	30	4	218,700		191,500	4,000	23,200	堤体付帯工1式
小堤	三種町	山本郡三種町下谷川	1	5	181,000	30,000	146,000	19,000	16,000	堤体工1式
長者屋敷	秋田市	河辺郡芝野堰	1	5	318,000	20,000	280,000	25,000	13,000	法面保護工1式
西の沢第1	秋田市	雄和	1	5	313,000	10,000	285,880	23,000	4,120	法面保護工1式
岩城芹沢	由利本荘市	—	1	5	422,000	142,000	381,000	12,000	29,000	堤体工1式
泉沢	大仙市	秋田県協和	1	5	538,000	80,000	440,000	40,000	58,000	堤体工1式
薬師	大仙市	—	1	5	260,000		124,700	20,000	115,300	堤体付帯工1式
切畑	湯沢市	雄勝郡山田五ヶ村堰	1	5	182,000		122,000	50,000	10,000	法面保護工1式
蓬沢	大仙市	蓬沢用水水利組合	2	6	253,000	80,000	195,000	45,000	13,000	堤体工1式
明通	大仙市	大神成水利組合	2	6	182,000	50,000	130,000	30,000	22,000	堤体工1式
郷具	由利本荘市	由利本荘市	2	6	359,000	70,000	152,000	12,000	195,000	洪水吐工1式
滝ノ沢	由利本荘市	由利本荘市	2	6	352,000	60,000	214,000	80,000	58,000	洪水吐工1式
大堤	大館市	大館市	2	6	283,000	40,000	105,000	48,000	130,000	洪水吐工1式
大沢口	秋田市	芝野堰	2	6	233,000	100,000	141,000	15,000	77,000	堤体工1式
黒瀬沢	秋田市	雄和中央	3	7	697,000		43,000	6,000	648,000	調査設計1式
長谷地2号	にかほ市	—	3	7	210,000	20,000	50,000	67,000	93,000	洪水吐工1式
大森新堤	横手市	—	3	7	243,000		37,000	30,000	176,000	洪水吐工1式
小計	28地区				10,201,800	928,000	6,843,220	731,000	2,627,580	
[ 用排水 ]										
花輪大堰	鹿角市	—	29	6	1,379,000	60,000	514,300	63,000	801,700	水路工1式
大屋沼寺内	横手市	秋田県雄物川筋	30	5	1,900,000	310,000	1,277,000	90,000	533,000	水路工1式
真崎堰	湯上市・五城目町・井川町	馬場目川水系	2	6	857,000	100,000	291,000	96,000	470,000	水路工1式
市川堰3期	能代市・藤里町	二ツ井白神	3	6	785,000	310,000	350,000	32,000	403,000	水路トンネル1式
宗谷堰3期(新規)	大仙市	協和	4	8	130,000			15,000	115,000	測量設計1式
小計	5地区				5,051,000	780,000	2,432,300	296,000	2,322,700	
[ 湛水防除 ]										
琴丘北	三種町	琴丘	30	5	997,000	80,000	800,000	70,000	127,000	排水機場工1式
夜叉袋	八郎潟町	八郎潟	30	4	670,000		626,000	37,000	7,000	排水機場工1式
琴丘南	三種町	琴丘	1	5	799,000	150,000	689,600	70,000	39,400	排水機場工1式
天王東	湯上市	湯上市天王	1	5	2,161,000	170,000	768,000	257,000	1,136,000	排水機場工1式
真坂	八郎潟町	八郎潟	1	5	745,000	70,000	573,000	30,000	142,000	排水機場工1式
浜井川	湯上市・井川町	井川町	1	5	951,000		568,000	200,000	183,000	排水機場工1式
今戸	井川町・五城目町	井川町	2	6	938,000	30,000	271,000	230,000	437,000	排水機場工1式
久米岡	三種町	三種町	3	8	938,000		48,000	55,000	835,000	排水機場工1式
計	8地区				8,199,000	500,000	4,343,600	949,000	2,906,400	
[ 河川応対 ]										
戸村	五城目町・八郎潟町	戸村	27	4	719,000		664,300	5,000	49,700	頭首工1式
小鎌谷地	能代市	能代市東	30	4	200,000		176,500	6,000	17,500	頭首工1式
立花	大館市	大館市	1	4	109,000		77,000	32,000		頭首工1式
滝沢堰	秋田市	河辺	2	6	305,000	120,000	189,000	81,000	35,000	頭首工1式
和田	秋田市	河辺	2	6	325,000	50,000	167,000	24,000	134,000	頭首工1式
身の淵	五城目町	戸村	2	6	400,000	70,000	230,000	92,000	78,000	頭首工1式
藤田	井川町	井川町	2	4	96,000		80,000	13,000	3,000	頭首工1式
一の渡	鹿角市	かつの	3	7	634,000	90,000	120,000	60,000	454,000	頭首工1式
猿田川	秋田市	秋田市上北手線田	3	7	408,000	20,000	93,000	87,000	228,000	頭首工1式
山内	五城目町	山内	3	5	75,000		17,000	54,000	4,000	頭首工1式
保多野(新規)	秋田市	秋田市上新城	4	8	199,000			40,000	159,000	測量設計1式
石神(新規)	秋田市	孫左衛門堰	4	8	250,000			40,000	210,000	測量設計1式
小計	12地区				3,720,000	350,000	1,813,800	534,000	1,372,200	
[ 耐震性調査 ]										
秋田第10	県内全域		3	4	68,703	56,105	56,105	12,598		耐震性調査1式
秋田②	県内全域		3	4	30,000	20,000	20,000	10,000		劣化状況調査
秋田県2(新規)	県内全域		4	4	6,000			6,000		サポートセンター
水位計(新規)	県内全域		4	4	12,100			12,100		ため池水位計5箇所
小計	4地区				116,803	76,105	76,105	40,698		
県営計	57地区				27,288,603	2,634,105	15,509,025	2,550,698	9,228,880	

※事務費含む（1,000千円）

- 2 農地地すべり対策事業（昭和34～） 29,000千円（◎14,000千円、◎13,500千円、○1,500千円）  
 地すべりによる被害を除去又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的に、地すべり防止指定区域内において、農地・農業用施設等の農業生産基盤を維持するとともに、人家の破壊、埋没等から人命、家屋等の保護を図る。

- (1) 負担区分 国50%、県50%  
 (2) 令和4年度実施計画

単位:千円

地区名	市町村	工期		総事業費	R3	R3まで ※	R4		R5以降	R4実施内容
					補正 ①		当初	計 ②		
沢内	由利本荘市	H6	5	1,211,000	4,000	1,145,990	16,000	16,000	49,010	調査解析1式
下吹	由利本荘市	H11	5	919,000	8,000	603,772	12,000	12,000	303,228	調査解析1式
計	2地区			2,130,000	12,000	1,749,762	28,000	28,000	352,238	

(3) 採択基準

- ①地すべり防止区域指定（農水省所管）にされていること  
 ア ため池の貯水量3万m<sup>3</sup>以上、面積100ha以上の水路・農道などに被害を及ぼすおそれのあること  
 イ 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあること  
 ②総事業費が7,000万円以上（長寿命化計画に基づく対策工事は800万円以上）であること

- 3 県営防災施設管理事業（昭和25年～） 30,379千円（◎28,100千円、○2,279千円）

(1) 農地地すべり対策調査計画費（平成8年～）

農地地すべりによる崩壊を防止し、県土の保全と民生の安定に資するため、地すべり防止法に基づく申請や計画の策定及び概成地区等の確認調査、維持管理を実施する。

- ①実施計画 由利管内1地区（概成地区の集水井点検及び水抜きボーリング孔洗浄）  
 ②負担区分 県100%

(2) 県単農地地すべり対策事業（平成29～）

地すべり防止区域における災害の未然防止又は最小化を図るため、国庫補助対象外の小規模な地すべり防止工事や地すべりを起因として発生した農地・農業用施設等の復旧工事を実施する。

- ①実施計画 由利管内1地区：北ノ股地区  
 ②採択基準 地すべり防止区域、地すべり危険箇所等であること  
 ③負担区分 県100%

(3) 防災ダム維持管理事業（平成30～）

県営造成防災ダムにおける深淺測量や浚渫等について実施する。

- ①実施計画 大仙市1地区：南外ダム  
 ②負担区分 県100%

- 4 農村防災力強化総合支援事業（令和3～） 58,000千円（◎58,000千円）

近年、集中豪雨の多発により、住宅地とともに、農作物及び農地・農業用施設の冠水被害が増加しており、流域防災の観点から、農業用ため池及び用排水施設の管理・監視体制の強化の取組等について総合的に支援する。

- (1) 実施計画 ①一丈木ダム（取水ゲート遠隔操作設備の整備） 28,000千円  
 ②仙北平野（情報通信環境の整備） 30,000千円  
 (2) 負担区分 国100%

事業名	災害関連緊急地すべり対策事業			担当	水利整備・防災班	
事業年度	昭和58～	事業主体	県	当初予算額	50,000千円	
事業目的	当該年の降雨や地震等のため、地すべり防止指定区域（指定予定区域を含む）において、地すべりが発生、拡大した場合、当該年度内に緊急に地すべり防止工事を実施し国土保全及び民生の安定を図る。			財源内訳	国庫	25,000千円
					県債	22,500千円
					一般	2,500千円
実施内容	1 実施計画 地すべり防止工1地区(地下水排除工・杭打工・擁壁工など)					
	2 採択基準 地すべり防止区域内（指定予定区域を含む）で、1箇所工事費がおおむね600万円以上、かつ次のいずれかに該当するもので、当該年度内に緊急に実施することが必要と認められる部分の防止工事。 (1) 災害復旧工事に特に先行して施工する必要があること (2) 公共の利害に密接な関係を有し、次のいずれかに該当すること ①農地10ha以上、関係面積 100ha以上の用排水施設・農道 ②河川・道路等公共施設 ③学校・病院等公共建物 ④人家10戸以上等に直接被害を及ぼすと認められるもの					

事業名	特定農業用管水路等特別対策事業			担当	水利整備・防災班																																																									
事業年度	平成18～	事業主体	県、市町村	当初予算額	68,000千円																																																									
事業目的	石綿を含有する製品の老朽化に伴い、農業者等の健康を害する恐れがあることから、石綿に起因する影響を未然に防止するための対策を講じ、農業経営の安定と農業の維持を図る。			財源内訳	分担金	6,400千円																																																								
					国庫	35,200千円																																																								
					県債	25,000千円																																																								
					一般	1,400千円																																																								
実施内容	石綿等による影響を防止するための対策を実施する。																																																													
	1 事業内容 (1) 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適當な場合において行う当該石綿の劣化又は飛散の防止措置を含む）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更 (2) (1)の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 (3) 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く）において当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更  2 採択基準 (1) 県営事業 受益面積が概ね20ha以上であり、かつ1(1)及び(2)については、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上のもの。 (2) 団体営事業 受益面積が概ね10ha以上であり、かつ1(1)及び(2)については、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上のもの。  3 負担区分 単位:% <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内訳</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県営</td> <td>工事費</td> <td>55</td> <td>35</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td></td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体営</td> <td>工事費</td> <td>55</td> <td>未定</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td></td> <td>未定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4 令和4年度実施計画 単位:千円 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th rowspan="2">市町村</th> <th rowspan="2">工期</th> <th rowspan="2">総事業費</th> <th rowspan="2">R3まで※</th> <th colspan="2">R4</th> <th rowspan="2">R4実施内容</th> </tr> <tr> <th>当初</th> <th>R5以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面湯</td> <td>八郎潟町</td> <td>30 4</td> <td>790,000</td> <td>650,440</td> <td>39,000</td> <td>100,560</td> <td>管水路工 582m</td> </tr> <tr> <td>西台</td> <td>大仙市</td> <td>4 7</td> <td>202,000</td> <td></td> <td>25,000</td> <td>177,000</td> <td>測量設計1式</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2地区</td> <td></td> <td>992,000</td> <td>650,440</td> <td>64,000</td> <td>100,560</td> <td>事務費4,000千円</td> </tr> </tbody> </table>						区分	内訳	国	県	地元	県営	工事費	55	35	10	事務費		100		団体営	工事費	55	未定	未定	事務費		未定		地区名	市町村	工期	総事業費	R3まで※	R4		R4実施内容	当初	R5以降	面湯	八郎潟町	30 4	790,000	650,440	39,000	100,560	管水路工 582m	西台	大仙市	4 7	202,000		25,000	177,000	測量設計1式	計	2地区		992,000	650,440	64,000	100,560
区分	内訳	国	県	地元																																																										
県営	工事費	55	35	10																																																										
	事務費		100																																																											
団体営	工事費	55	未定	未定																																																										
	事務費		未定																																																											
地区名	市町村	工期	総事業費	R3まで※	R4		R4実施内容																																																							
					当初	R5以降																																																								
面湯	八郎潟町	30 4	790,000	650,440	39,000	100,560	管水路工 582m																																																							
西台	大仙市	4 7	202,000		25,000	177,000	測量設計1式																																																							
計	2地区		992,000	650,440	64,000	100,560	事務費4,000千円																																																							

事業名	農地災害復旧事業		担 当	水利整備・防災班		
事業年度	昭和25～	事業主体	県、市町村、土地改良区等	当初予算額	274,400 千円	
事業目的	異常な天然現象による災害で被災した農地について、国の補助を受けて復旧工事を行い、農林水産業の維持を図るとともに農業経営の安定を図る。			財 源	国 庫	271,350 千円
				内 訳	県 債	1,300 千円
					一 般	1,750 千円
実施内容				※事務費含む (100千円)		
	1 県営農地災害復旧事業 (昭和25～)	2,800千円 (◎1,350千円、◎1,300千円、○150千円)				
	(1) 負担区分	国50%、県50% ※基本補助率 (国庫補助率増嵩あり)、事務費は県100%				
	(2) 採択基準 (国)					
	①暫定法の対象となる災害であること。					
	(雨量：24時間80mm以上又は1時間20mm以上、風速：最大風速15m/s以上、その他異常な天然現象)					
	②1箇所あたりの工事が40万円以上であること。					
	(3) 採択基準 (県)					
	次のいずれかに該当し、申請者から要望がある場合は県営事業で実施。					
	①他の県営事業として継続中で、事業計画に該当する農業用施設が被災した場合					
	但し、県営ほ場整備事業、県営土地改良総合整備事業等の場合は、原則として基幹施設のみとする。					
	②他の県営事業に関連のない場合					
	ア 復旧事業費が1地区概ね100,000千円以上で、その関係受益面積が1地区概ね100ha以上の地区					
	イ その他、施工上高度な技術を要するもので、特に県営施行が適当と認められる地区					
	2 県営農地災害復旧事業査定設計委託費	600千円 (○150千円)				
	(1) 負担区分	県100%				
	(2) 採択基準	1 (2) と同じ				
				※事務費含む (1,000千円)		
	3 団体営農地災害復旧事業 (昭和25～)	271,000千円 (◎270,000千円、○1,000千円)				
	(1) 負担区分	国50%、地元50% ※基本補助率 (国庫補助率増嵩あり)、事務費は県100%				
	(2) 採択基準	1 (2) と同じ				

事業名	農業用施設災害復旧事業		担 当	水利整備・防災班		
事業年度	昭和25～	事業主体	県、市町村、土地改良区	当初予算額	871,000 千円	
事業目的	異常な天然現象による災害で被災した農業用施設について、国の補助を受けて原形復旧工事を行い、農林水産業の維持を図るとともに農業経営の安定を図る。			財源	分担金	47,800 千円
				内 訳	国 庫	784,350 千円
					県 債	33,100 千円
					一 般	5,750 千円
実施内容	※事務費含む(1,000千円)					
	1	県営農業用施設災害復旧事業 240,000千円 (㊦47,800千円、㊧155,350千円、㊨33,100千円、㊩3,750千円)				
		(1) 負担区分 国65%、県15%、地元20% ※基本補助率(国庫補助率増嵩あり)、事務費は県100%				
		(2) 採択基準(国)				
	①暫定法の対象となる災害であること					
	(雨量:24時間80mm以上又は1時間20mm以上、風速:最大風速15m/s以上、その他異常な天然現象)					
	②1箇所あたりの工事が40万円以上であること					
	(3) 採択基準(県)					
	次のいずれかに該当し、申請者から要望がある場合は県営事業で実施					
	①他の県営事業として継続中で、事業計画に該当する農業用施設が被災した場合					
	但し、県営ほ場整備事業、県営土地改良総合整備事業等の場合は、原則として基幹施設のみとする					
	②他の県営事業に関連のない場合					
	ア 復旧事業費が1地区概ね100,000千円以上で、その関係受益面積が1地区概ね100ha以上の地区					
	イ ため池は堤高10m、又は貯水量10万m <sup>3</sup> 以上かつ受益面積40ha以上かつ復旧事業費50,000千円以上の地区					
	ウ その他、施工上高度な技術を要するもので、特に県営施行が適当と認められる地区					
	2	県営農業用施設災害復旧事業査定設計委託費		1,000千円 (㊩1,000千円)		
		(1) 負担区分 県100%				
		(2) 採択基準 1(2)と同じ				
	※事務費含む(1,000千円)					
	3	団体営農業用施設災害復旧事業		630,000千円 (㊨629,000千円、㊩1,000千円)		
		(1) 負担区分 国65%、地元35% ※基本補助率(国庫補助率増嵩あり)、事務費は県100%				
		(2) 採択基準 1(2)と同じ				

事業名	農地・農業用施設小災害支援事業		担 当	水利整備・防災班		
事業年度	平成24～	事業主体	市町村、土地改良区	当初予算額	19,900 千円	
事業目的	国の支援事業の対象とならない小規模な農地等の災害復旧を支援し、農家負担の軽減、離農・耕作放棄地発生の防止を図る。			財源	県 債	3,900 千円
				内 訳	一 般	16,000 千円
実施内容	被災した農地・農業用施設の復旧・応急工事にかかる費用に対して支援する。					
	1	令和4年度実施計画(予算計上額)				
		農地80箇所、農業用施設118箇所の災害復旧を想定				
	2	補助率				
	県1/3以内(ただし、市町村の補助率以内)					
	3 採択要件					
	(1) 1箇所あたり10万円以上40万円未満					
	(2) 農家助成を実施している市町村					
	4 事業発動要件					
	国の災害復旧事業要件を満足する気象条件により生じた災害で、次のいずれかの基準を満たす災害。					
	(1) A基準 1つの災害で県内における被害総額が3億円以上の災害					
	(2) B基準 1つの災害で県内における被害総額が1億円以上、かつ被害総額が5千万円の市町村が1以上ある災害					

事業名	県営造成施設等突発事故復旧支援事業		担 当	水利整備・防災班		
事業年度	平成24～	事業主体	県、市町村、土地改良区等	当初予算額	15,500 千円	
事業目的	国営・県営などで造成した土地改良施設において、突発的に発生した事故の復旧費用について助成し、早期復旧することにより、営農の継続及び農家経営の安定化を図る。			財 源	国 庫	6,000 千円
				内 訳	諸収入	360 千円
					県 債	2,300 千円
					一 般	6,840 千円
実施内容	1 県営造成施設等突発事故復旧支援事業（平成24～）			6,400千円（◎6,400千円）		
	<p>国の補助事業の採択要件に合致しない突発事故について、日常管理の中では目視困難な施設の復旧工事にかかる費用の一部を県と市町村が協調して助成する。</p> <p>(1) 事業対象</p> <p>①水路（パイプライン、暗渠部分等の目視困難箇所のみ）</p> <p>②頭首工、揚水機、ため池（電気設備等の目視困難箇所のみ）</p> <p>(2) 補助率</p> <p>県30%（市町村10%以上）※ただし、補助上限額は800千円</p> <p>(3) 採択基準</p> <p>①通常使用の範囲内で不測の事態により生じた農業水利施設事故であること（異常な天然現象によらない）</p> <p>②国営又は県営造成施設で、復旧工事により作付けへの支障を解消できること</p> <p>③維持管理が適正に行われていること</p> <p>④1件あたりの復旧工事費が40万円以上のもの</p> <p>⑤関係市町村が事業費の10%以上を補助すること</p> <p>⑥国の補助事業の採択基準に合致しない突発事故</p>					
実施内容	2 土地改良施設突発事故復旧事業（平成30～）			9,100千円（◎6,000千円、◎360千円、◎2,300千円、◎440千円）		
	<p>受益地が大きい土地改良施設における一定規模以上の突発事故について、農業者の申請及び負担を原則求めずに復旧させる。</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>①現地仮復旧 安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置</p> <p>②復旧工事 施設を原形復旧する又は従前の効用を回復するために行う措置</p> <p>③緊急応急工事 土地改良施設の突発的な被災による二次被害防止のため迅速な対応を要する場合における応急対策（仮復旧・本復旧）</p> <p>(2) 実施計画（予算計上額）</p> <p>①県 営 事業費 2,000千円（うち県予算額2,000千円）※県管理施設の突発事故を想定</p> <p>②団体営 事業費 10,000千円（うち県予算額7,100千円、市町村負担2,900千円）</p> <p>(3) 負担区分 ※（）内は6法指定地域等の補助率</p> <p>①県 営 国50（55）%、県32%、市町村18（13）%</p> <p>②団体営 国50（55）%、県21%、市町村29（24）%</p> <p>(4) 採択基準</p> <p>①通常使用の範囲内で不測の事態により生じた土地改良施設事故であること（異常な天然現象によらない）</p> <p>②維持管理が適正に行われていること</p> <p>③1件あたりの復旧工事費が200万円以上のもの</p> <p>④機能保全計画等が策定されていること</p> <p>⑤末端支配面積が20ha以上（中山間地域は10ha以上）の土地改良施設であること</p>					

事業名	経営体育成基盤整備事業		担当	農地整備班	
事業年度	平成5～	事業主体	当初予算額	10,312,013 千円	
事業目的	ほ場の区画整理や暗渠排水等の水田利活用・自給力向上の基礎となる生産基盤を整備するとともに、地域農業を牽引する担い手へ農地を集積し、農業生産性の向上と経営規模の拡大による効率的かつ安定的な農業を確立する。		財源内訳	分担金	1,305,436 千円
			国庫	5,501,528 千円	
			諸収入	12,760 千円	
			県債	2,943,200 千円	
			一般	549,089 千円	
実施内容	1 事業内容				
	(1) 農地集積加速化型	※事務費を含む (384,686千円) 6,866,097千円 (㊦1,175,194千円、㊦3,514,576千円、㊦12,760千円、㊦1,930,600千円、㊦232,967千円) 区画整理、暗渠排水及び用排水施設などの生産基盤を整備する。			
	(2) 高度土地利用調整事業	22,040千円 (㊦17,675千円、㊦4,365千円) 農地の集積を図るため、土地利用調整等の普及・指導活動を実施、又は支援する。			
	(3) 高度経営体面的集積促進事業 (促進費)	548,012千円 (㊦301,405千円、㊦154,200千円、㊦92,407千円) 高度経営体への農地集積向上のため、集積の実績に応じ、事業費の一定割合を助成する。			
	(4) 中心経営体農地集積促進事業 (促進費)	1,423,530千円 (㊦779,617千円、㊦472,300千円、㊦171,613千円) 中心経営体への農地集積向上のため、集積の実績に応じ、事業費の一定割合を助成する。			
	(5) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業	※事務費を含む (60,000千円) 1,362,423千円 (㊦130,242千円、㊦814,014千円、㊦376,300千円、㊦41,867千円) 農地中間管理権が設定された農地において、区画整理、暗渠排水及び用排水施設等の生産基盤を整備する。			
	(6) 高収益作物関連支援事業	80,811千円 (㊦65,241千円、㊦9,800千円、㊦5,770千円) 高収益作物の導入に必要となる取組を支援する。			
	(7) スマート農業を支える基盤整備実証事業	※事務費を含む (100千円) 9,100千円 (㊦9,000千円、㊦100千円) モデル地区におけるICT水管理等の効果検証や、スマート農業を見据えた基盤整備の検討を行う。			
	〔上記のほか、R4.2月補正(国補正)で措置〕				
	(1) 農地集積加速化型	※事務費を含む (6,700千円) 11,164,862千円 (㊦2,102,247千円、㊦5,987,419千円、㊦3,075,000千円、㊦196千円)			
	(5) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業	2,021,600千円 (㊦1,263,500千円、㊦1,263,500千円、㊦555,800千円、㊦140千円)			
	2 採択基準				
	(1) 農地集積加速化型	①担い手への農地の面的集積率が一定以上増加すること ②受益面積20ha以上(中山間地域は10ha以上) ③30a以上の区画が受益面積の2/3以上であること 等			
	(2) 高度土地利用調整事業	目標年度までに高度経営体を1以上育成すること 等			
	(3) 高度経営体面的集積促進事業	同上			
(4) 中心経営体農地集積促進事業	同上				
(5) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業	①受益面積10ha以上(中山間地域は5ha以上) ②全ての農地について15年以上の農地中間利権が設定されていること ③収益性が20%以上向上すること 等				
(6) 高収益作物関連支援事業	対象地域の作付作物のうち1/4以上を高収益作物に転換すること 等				
(7) スマート農業を支える基盤整備実証事業	ほ場整備事業実施地区のうち、スマート農業技術を導入するモデル地区 等				

3 負担区分 ※( )は6法指定地域等、【 】は機構関連ほ場整備事業の場合

- (1) 農地集積加速化型 国 50(55)% 県 27.5% 地元 22.5(17.5)%
- (2) 高度土地利用調整事業 国 50(55)【62.5】% 県又は地元 50(45)【37.5】%
- (3) 高度経営体面的集積促進事業 国 50(55)% 県 50(45)%
- (4) 中心経営体農地集積促進事業 国 50(55)% 県 50(45)%
- (5) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業 国 62.5% 県 27.5% 地元 10%
- (6) 高収益作物関連支援事業 国 50(55)%、100% 県 20% (ハードの場合)
- (7) スマート農業を支える基盤整備実証事業 国 定額

4 実施状況 (ハード事業) ※事務費除き (事業費:千円)

	地区数	全体	R3年度まで	R3年度繰越	R3年度補正	R4年度当初	R5年度以降
継続	61	168,549,000	118,582,986	1,674,170	13,179,762	7,174,074	27,938,008
新規	9	6,483,000	—	—	—	597,000	5,886,000
計	70	175,032,000	118,582,986	1,674,170	13,179,762	7,771,074	33,824,008

(参考1) 経営体育成基盤整備 (ハード事業)

地区別内訳 (採択順)

※事務費除き

地区名	関係市町村	工期		受益面積 (ha)	総事業費 (千円)	R3まで (千円) <繰越除く>	進捗率	令和3年度 繰越		令和3年度 繰越(国補正)		令和4年度 当初		令和4年度 合計		令和5年度以降 事業費(千円)		
		着工	完了					事業量(ha)	事業費(千円)	事業量(ha)	事業費(千円)	事業量(ha)	事業費(千円)	事業量(ha)	事業費(千円)			
								区画整理	暗渠排水	区画整理	暗渠排水	区画整理	暗渠排水	区画整理	暗渠排水			
<b>【農地集積加速化型】</b>																		
強首	大仙市	H19	R4	352.1	4,580,000	4,380,618	95.6%		2,500				18,000		20,500	178,882		
強首2期	大仙市	H20	R4	223.4	3,071,000	2,839,506	92.5%		1,500				13,000		14,500	216,994		
藪台	大仙市	H24	R4	208.1	4,452,000	4,338,000	97.4%		9,000			15.7	100,000	15.7	109,000	5,000		
下田平	能代市	H25	R4	101.5	2,940,000	2,819,224	95.9%		15,000		20,000	4.3	85,000	4.3	120,000	776		
芦崎	三種町	H26	R4	53.4	1,915,000	1,871,000	97.7%				3,442		12,558		16,000	28,000		
五里台	鹿角市	H27	R4	138.8	3,496,000	3,337,000	95.5%		10,000			12,000	0.5	43,000	0.5	65,000	94,000	
上川谷	大館市	H27	R4	221.1	5,413,000	5,340,000	98.7%						73,000		73,000	0		
荷上場	能代市	H27	R4	64.0	1,492,000	1,435,000	96.2%		17,000				40,000		57,000	0		
五里台	男鹿市	H27	R5	244.5	6,697,000	6,489,774	96.9%						110,000		110,000	97,226		
下涼川	大仙市	H27	R3						16,000									
大神成	大仙市	H27	R4	72.8	1,753,000	1,712,609	97.7%		2,000				29,000		31,000	9,391		
芥内	大仙市	H27	R5	261.7	4,384,000	4,183,910	95.4%						33,000		33,000	167,090		
横手	横手市	H27	R4	356.1	6,100,000	5,675,941	93.0%		81,700		100,000		50.0	185,000	50.0	366,700	57,359	
田ノ楯	横手市	H27	R5	218.2	4,262,000	3,853,100	90.4%		11,200		82,000		60.3	238,000	60.3	331,200	77,700	
平鹿高口	横手市	H27	R4	139.5	2,687,000	2,565,940	95.5%		17,600		18,000		2.0	37,000	2.0	72,600	48,460	
カラムシ岱	北秋田市	H28	R4	32.3	1,280,000	1,232,299	96.3%		15,000		10,000		22,000		47,000	701		
三ツ屋岱	北秋田市	H28	R4	60.8	1,433,000	1,358,819	94.8%				4,000		70,000		74,000	181		
小掛・鬼神	能代市	H28	R4	24.5	782,000	725,000	92.7%		21,000		4,000		12,000		37,000	20,000		
東雲原	能代市	H28	R5	152.0	3,970,000	3,509,100	88.4%		87,000		10,000		300,000		397,000	63,900		
畑	にかほ市	H28	R5	124.3	3,764,000	3,437,000	91.3%		30,000		50,000		30,000		110,000	217,000		
六合	大仙市	H28	R5	79.1	2,953,000	2,759,000	93.4%				22,000		11.2	124,000	11.2	146,000	48,000	
生保内南	仙北市	H28	R4	106.8	2,691,000	2,514,000	93.4%		33,000		103,000		41,000		177,000	0		
金沢	美郷町・横手市	H28	R5	405.1	4,789,000	4,355,407	90.9%		292,273		80,000		15.0	61,000	15.0	433,273	320	
栄東部	横手市	H28	R5	131.7	2,871,000	2,614,900	91.1%		40,100		21,000		21.3	119,000	21.3	180,100	76,000	
河戸川・浅内	能代市	H29	R6	251.0	6,569,000	4,459,000	67.9%			48.0	760,000		60.0	355,000	48.0	60.0	1,115,000	995,000
下新城空四西部	秋田市	H29	R5	45.3	1,048,000	975,000	93.0%		6,000		3,000		21,000		30,000	43,000		
大戸百崎	秋田市	H29	R4	34.5	720,000	602,000	83.6%						10,000		10,000	108,000		
畑屋中央	美郷町・大仙市	H29	R6	291.5	6,379,000	5,608,000	87.9%				75,000		42.4	371,000	42.4	446,000	325,000	
境町西部	横手市	H29	R4	35.0	876,000	842,000	96.1%		2,000		12,000		14,000		28,000	6,000		
金足西部	秋田市	H30	R6	229.2	6,330,000	3,181,876	50.3%		140,000	48.5	727,000		48.5	301,000	48.5	48.5	1,168,000	1,980,124
四ツ小屋北	秋田市	H30	R5	158.8	3,455,000	2,313,000	66.9%		36,000	38.2	602,800		43.3	77,200	38.2	43.3	716,000	426,000
内小友東部	大仙市・横手市	H30	R5	197.2	3,889,000	3,154,800	81.1%		24,200		104,900		376,100		505,200	229,000		
協和川口	大仙市	H30	R4	25.5	770,000	695,000	90.3%		18,000				5,000		23,000	52,000		
神代	仙北市	H30	R6	289.3	6,533,000	3,638,883	55.7%		176,617	59.8	1,122,020		400,000	59.8	1,698,637	1,195,480		
金足東部	秋田市	R1	R6	169.2	3,770,000	1,234,000	32.7%		13,000	52.0	700,000		83,000	52.0	796,000	1,740,000		
畑谷	秋田市	R1	R6	116.5	2,885,000	1,549,000	53.7%		28,000	28.6	455,000		38.0	195,000	28.6	38.0	678,000	658,000
下島瀬	秋田市	R1	R6	118.0	2,483,000	1,139,700	45.9%		38,000	20.1	329,000		30.0	152,000	20.1	30.0	519,000	824,300
高岳	五城目町・八郎湖町	R1	R6	91.3	2,729,000	1,414,300	51.8%		78,000	17.3	224,000		35.0	123,000	17.3	35.0	425,000	889,700
松ヶ崎	由利本荘市	R1	R6	41.7	1,480,000	815,000	55.1%			15.6	380,000		18.6	120,000	15.6	18.6	500,000	165,000
内小友西部	大仙市	R1	R6	157.0	3,799,000	2,142,420	56.4%		8,000	58.1	821,000		58.3	459,000	58.1	58.3	1,288,000	368,580
宮田福島	大仙市	R1	R6	57.5	1,187,000	751,200	63.3%		28,800	16.4	200,000		13.0	57,793	16.4	13.0	286,593	149,207
鎌田南谷地	美郷町	R1	R6	63.0	1,422,000	1,131,000	79.5%		10,000		55,000		30.0	133,000	30.0	198,000	93,000	
浅舞北部	横手市	R1	R6	265.5	5,014,000	2,861,400	57.1%		87,600	78.5	889,000		14.0	441,000	78.5	14.0	1,417,600	735,000
下福田	横手市	R1	R6	36.9	753,000	578,000	76.8%		8,000		59,000		28.0	78,000	28.0	145,000	30,000	
野村	男鹿市	R2	R7	45.4	1,186,000	438,000	36.9%		10,000	12.4	203,000		10.9	69,000	12.4	10.9	282,000	466,000
太田南部	大仙市・美郷町	R2	R8	347.3	6,374,000	897,000	14.1%		33,000	94.7	1,393,000		79,000	94.7	1,505,000	3,972,000		
明田地野際	美郷町	R2	R7	113.0	2,710,000	286,000	10.6%		49,000	31.9	442,000		15.2	100,000	31.9	15.2	591,000	1,833,000
四ツ小屋南	秋田市	R3	R8	161.8	3,615,000	124,000	3.4%		4,000	35.3	609,000		191,000	35.3	804,000	2,687,000		
戸島	秋田市	R3	R8	102.9	2,695,000	76,000	2.8%		4,000	17.6	273,000		122,000	17.6	399,000	2,220,000		
杉沢柳沢	大仙市	R3	R8	67.2	2,203,000	87,000	3.9%		13,000	12.0	180,000		340,000	12.0	533,000	1,583,000		
計 49地区				7,283.3	158,649,000	114,340,726	72.1%		1,517,090	685.0	11,158,162		665.5	6,468,651	685.0	665.5	19,127,903	25,180,371

(地区数は繰越のみ1地区を除く)

【農地中間管理機構関連ほ場整備】																						
堂ヶ岱	北秋田市	H30	R5	21.8	560,000	408,740	73.0%				9,000	1.6	2.0	52,600		5.5	37,400	1.6	7.5	99,000	52,260	
関口	湯沢市	H30	R5	26.0	814,000	715,000	87.8%				2,000			16,000		21.8	72,000		21.8	90,000	9,000	
大沢	北秋田市	H30	R5	15.0	426,000	296,000	69.5%					2.1		100,000		5.7	27,000	2.1	5.7	127,000	3,000	
十八石堰	秋田市	H30	R5	17.9	537,000	447,000	83.2%				16,600			4,000			19,000			39,600	50,400	
八津鎌足	仙北市	H30	R4	12.7	382,000	365,000	95.5%							3,000		2.0	14,000			2,000	17,000	0
高野尻	北秋田市	R1	R6	29.7	839,000	664,200	79.2%				7,800			15,000		8.2	71,000		8.2	93,800	81,000	
浦山	大館市	R2	R7	54.3	1,499,000	384,000	25.6%				84,000	26.5		401,000		14.9	139,023	26.5	14.9	624,023	490,977	
下内川西	大館市	R2	R7	40.6	934,000	202,000	21.6%					18.0		212,000		7.4	53,000	18.0	7.4	265,000	467,000	
鹿野戸沖村	秋田市	R2	R6	14.9	425,000	203,000	47.8%				35,000	6.5		96,000		8.0	34,000	6.5	8.0	165,000	57,000	
小坂戸	由利本荘市	R2	R7	23.6	748,000	371,320	49.6%				18,680	10.9		270,000		10.6	70,000	10.9	10.6	358,680	18,000	
雪沢	大館市	R3	R8	20.9	588,000	60,000	10.2%					8.1		102,000			69,000	8.1		171,000	357,000	
中川	仙北市	R3	R8	79.6	2,148,000	126,000	5.9%					43.4	1.0	750,000			100,000	43.4	1.0	850,000	1,172,000	
今泉	北秋田市	R4	R9	24.7	690,000	0	0.0%										62,000			62,000	628,000	
矢板上野	藤里町	R4	R9	12.2	264,000	0	0.0%										30,000			30,000	234,000	
田中野田	八峰町	R4	R9	10.8	246,000	0	0.0%										24,000			24,000	222,000	
二ツ井	能代市	R4	R9	34.6	943,000	0	0.0%										72,000			72,000	871,000	
種柳田	能代市	R4	R9	15.2	438,000	0	0.0%										42,000			42,000	396,000	
新興	大仙市	R4	R9	89.9	1,590,000	0	0.0%										134,000			134,000	1,456,000	
西台	大仙市	R4	R9	22.7	482,000	0	0.0%										48,000			48,000	434,000	
平鹿蟹沢	横手市	R4	R9	37.7	888,000	0	0.0%										75,000			75,000	813,000	
朴田荒畑	横手市	R4	R9	40.8	942,000	0	0.0%										110,000			110,000	832,000	
計 21地区				645.6	16,383,000	4,242,260	25.9%				173,080	117.1	3.0	2,021,600		84.1	1,302,423	117.1	87.1	3,497,103	8,643,637	
【農地集積加速化型 + 農地中間管理機構関連ほ場整備】																						
合計 70地区				7,928.9	175,032,000	118,582,986	67.7%				1,690,170	802.1	3.0	13,179,762		749.6	7,771,074	802.1	752.6	22,625,006	33,824,008	
(地区数は繰越のみ1地区を除く)																						

※R 4 整備面積＝802.1ha、暗渠面積＝752.6ha

※R 4 当初にはゼロ区を含む（浅舞北部地区：260,000千円、区画整理1式）。

(参考2) 経営体育成基盤整備 (ハード事業) 管内別内訳

※事務費を除く

地区名	地区数	工期		受益面積 (ha)	総事業費 (千円)	R3まで (千円) <繰越除く>	進捗率	令和3年度 繰越		令和3年度 繰越(国補正)		令和4年度 当初		令和4年度 合計		令和5年度以降 事業費(千円)	管内シェア			
		着工	完了					事業量(ha)	事業費(千円)	事業量(ha)	事業費(千円)	事業量(ha)	事業費(千円)	事業量(ha)	事業費(千円)		事業量(ha)	事業費(千円)	区画	面積
鹿角	1			138.8	3,496,000	3,337,000	95.5%		10,000		12,000		0.5	43,000		0.5	65,000	94,000	0.0%	0.3%
北秋田	10			521.2	13,662,000	9,946,058	72.8%		115,800	56.3	2.0	896,600	41.7	623,423	56.3	43.7	1,635,823	2,080,119	7.0%	7.2%
山本	10			719.2	19,559,000	14,818,324	75.8%		140,000	48.0		797,442	64.3	972,558	48.0	64.3	1,910,000	2,830,676	6.0%	8.4%
秋田	14			1550.2	38,575,000	20,186,650	52.3%		408,600	276.5		4,225,800	213.7	1,507,200	276.5	213.7	6,141,600	12,246,750	34.5%	27.1%
由利	3			189.6	5,992,000	4,623,320	77.2%		48,680	26.5		700,000	29.2	220,000	26.5	29.2	968,680	400,000	3.3%	4.3%
仙北	23			3522.5	68,541,000	45,965,353	67.1%		716,890	316.3	1.0	5,350,920	202.8	3,035,893	316.3	203.8	9,087,703	13,487,944	39.4%	40.2%
平鹿	9			1261.4	24,393,000	18,991,281	77.9%		248,200	78.5		1,181,000	175.6	1,297,000	78.5	175.6	2,726,200	2,675,519	9.8%	12.0%
雄勝	1			26.0	814,000	715,000	87.8%		2,000			16,000	21.8	72,000		21.8	90,000	9,000	0.0%	0.4%
【合計】	計 70地区			7,928.9	175,032,000	118,582,986	67.7%		1,690,170	802.1	3.0	13,179,762	749.6	7,771,074	802.1	752.6	22,625,006	33,824,008		

事業名	農地耕作条件改善事業			担 当	農地整備班	
事業年度	平成10～	事業主体	県、市町村、土地改良区等	当初予算額	790,645 千円	
事業目的	きめ細かな農地の基盤整備を実施し、担い手への農地集積や高収益作物への転換等を推進し、農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立を図る。			財 源 内 訳	国 庫	787,395 千円
					一 般	3,250 千円
実施内容	1 農地耕作条件改善事業（簡易型）			784,145千円（◎784,145千円）		
	<p>農地の耕作条件を改善し、地域の実情に応じた簡易な基盤整備（暗渠排水、区画拡大等）を行うことで、農地の集積や高収益作物への転換等を支援する。</p> <p>(1) 実施計画 9 地区</p> <p>(2) 事業主体 市町村、土地改良区、J A、農業法人又は農地中間管理機構</p> <p>(3) 負担区分 国定額又は定率（国50(55)％、地元50(45)％） ※()は6法指定地域等</p> <p>(4) 採択基準 国の農地耕作条件改善事業実施要綱・実施要領に定める基準による</p> <p>①農地中間管理機構との連携を行うこと</p> <p>②1地区当たりの事業費の合計が200万円以上</p> <p>③1地区当たりの受益者数が農業者2者以上 等</p>					
実施内容	2 指導事業			6,500千円（◎3,250千円、○3,250千円）		
	<p>1の事業の適正かつ円滑な推進のために必要な連携調整、技術的な助言・指導及び施工実態の把握等を行う。</p> <p>(1) 事業主体 県</p> <p>(2) 負担区分 定率（国50％、県50％）</p> <p>(3) 採択基準 国の農地耕作条件改善事業実施要綱・実施要領に定める基準による</p>					

事業名	土地改良事業調査受託費			担 当	調整・企画班	
事業年度	昭和54～	事業主体	県	当初予算額	500 千円	
事業目的	農業農村整備を計画的かつ円滑に推進するため、農林水産省が実施する諸調査の一部を県が受託し基礎的調査を実施する。			財 源 内 訳	国 庫	500 千円
実施内容	1 農業基盤情報基礎調査（H20～）			250千円（◎250千円）		
	<p>農業農村整備事業による農業生産基盤の整備状況を調査する。 （農地、基幹水利施設、系統水利、ため池の整備状況調査）</p>					
実施内容	2 経済効果測定基準調査（H17～）			250千円（◎250千円）		
	<p>ほ場整備後の営農経費等を把握し、農業農村整備事業での効果算定に必要な基礎データを収集する。 （現況調査、作物調査、作業効率、経営収支調査等）</p>					

事業名	国直轄土地改良事業負担金（国営かんがい排水事業）			担当	調整・企画班				
事業年度	平成13～	事業主体	国（農林水産省）	当初予算額	682,317千円				
事業目的	農業の生産性向上や農業構造の改善等を推進するため、農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行うとともに、農業用水の効率的利用や地域用水機能の高度化を図る。			財源	614,000千円				
				県債	68,317千円				
				一般					
実施内容	1 実施地区（事業費ベース）				単位：百万円				
	地区名	工期	全体事業費	令和3年実績	令和4年計画				
				当初まで	補正				
				当初	補正				
				計	令和5年以降				
	田沢二期	H23～R6	18,880	15,010	337	1,063		1,063	2,470
	横手西部	H24～R6	33,540	28,351	456	928		928	3,805
	旭川	H28～R6	16,637	7,487	370	1,627		1,627	7,153
	成瀬皆瀬	H31～R11	9,277	933	219	451		451	7,674
	八郎潟	R3～R24	48,800	516	331	499		499	47,454
	2 予算額								
	(1) 田沢二期地区	124,052千円							
	(2) 横手西部地区	123,782千円							
	(3) 旭川地区	292,824千円							
	(4) 成瀬皆瀬地区	78,474千円							
	(5) 八郎潟地区	63,185千円							
	3 採択基準								
	(1) 田沢二期地区（国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）） 受益面積3,000ha以上で、かつ末端支配面積5ha以上								
	(2) 横手西部地区（国営かんがい排水事業） 受益面積3,000ha以上で、かつ末端支配面積500ha以上								
	(3) 旭川地区（国営耐震対策一体型かんがい排水事業） 受益面積3,000ha以上で、かつ末端支配面積500ha以上 （必要な耐震性を有していない重要な農業水利施設の耐震化整備については、末端支配面積300ha以上）								
	(4) 成瀬皆瀬地区（国営施設応急対策事業） 受益面積3,000ha以上で、かつ末端支配面積500ha以上 （不測の事態が発生した場合における応急対策、原因究明及び機能の保全を行うための整備を含む）								
	(5) 八郎潟地区（国営流域水質保全機能増進事業） 受益面積3,000ha以上で、かつ末端支配面積5ha以上。流域の水質保全に資すること。								
	4 負担区分				単位：%				
地区名		国	県	市町村	農家				
田沢二期（※2）	基本負担率	66.66	17.00	6.00/7.00	10.34/9.34				
	特例適用（※1）	78.66	11.67	6.00/7.00	3.67/2.67				
横手西部（※3）	基本負担率	66.66	17.00/19.00	6.00/8.00	10.34/6.34				
	特例適用（※1）	78.66	11.67/13.34	6.00/8.00	3.67/0.00				
旭川（※4）	基本負担率	66.66	17.00～30.00	3.34～8.00	10.34～0.00				
	特例適用（※1）	78.66	11.67～18.00	3.34～8.00	3.67～0.00				
成瀬皆瀬（※5）	基本負担率	66.66/70.00	19.34/30.00	9.00/0.00	5.00/0.00				
	特例適用（※1）	78.66/82.60	10.66/17.40	9.00/0.00	1.68/0.00				
八郎潟	基本負担率	66.66	19.34	9.00	5.00				
	特例適用（※1）	78.66	12.67	6.00	2.67				
(※1) 特例適用は、後進地高上げ1.18(R2～)を考慮した県負担率とし、市町村及び農家分は採択時に固定する。 (※2) 田沢二期は地域用水再編事業(末端5ha)のため、市町がトラインは7.0%（抱返頭首工部分のみ市町6.0%） (※3) 横手西部は排水路改修であり、支配面積1,000ha以上は県13.34%、市8.0%（1,000ha未満は県11.67%、市6.0%） (※4) 旭川はダム、頭首工、用水路の老朽化・耐震化工事であり、耐震化対策の負担は県18.00%、市町3.34%。老朽化に伴い改修するダム、頭首工の負担は県13.34%、市町8.0%。用水路の改修は県11.67%、市町6.0%。 (※5) 成瀬皆瀬はダム取水塔は耐震化対策のため、国82.6%、県負担17.4%、地元負担無し。幹線用水路は一般施設でガイドライン通り（県負担10.66%、市9.0%、地元1.68%）									